

無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約

第1条 特約の適用範囲等

この特約は、無通帳口座「スマート通帳口座」に適用される事項を定めるものです。

この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」「貯蓄預金規定」（以下「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。

第2条 スマート通帳口座

1. スマート通帳口座とは、通帳の発行に代えて、当行が別途提供するスマートフォン向けアプリケーション「いわぎんアプリ」を利用して、お客さまご自身の操作により残高・入金明細等を確認する預金口座をいいます。

なお、イーハトーヴ支店口座ならびに「いわぎん口座開設アプリ」により開設した口座はスマート通帳口座に含みません。

2. スマート通帳口座は、通帳および定期的な取引明細表を発行いたしません。

3. スマート通帳口座では、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

4. スマート通帳口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類の受入はできません。

5. スマート通帳口座は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはいたしません。

第3条 取引方法

お客さまは次の方法でスマート通帳口座の普通預金または貯蓄預金の取引を行うことができます。

なお、原則として当行本支店窓口での取引はできません。

1. 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機（現金自動預金機・現金自動支払機を含みます。以下「ATM」といいます。）による取引

2. いわぎんインターネットバンキングサービスおよび「いわぎんアプリ」による取引

第4条 預金の預入れ

硬貨の預入れなど前条の取引方法による預入れができないときは、当行所定の書類を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに当行本支店に提出してください。

第5条 預金の払戻し

1. やむを得ない事情により第3条の取引方法による払戻しができないときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに当行本支店に提出してください。

2. 当行は、前項の払戻しに関しお客さまが正当な権限を有することを確認するため、前項の払戻しの手続きに加え、当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

第6条 預金口座の解約

1. スマート通帳口座の普通預金または貯蓄預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードとともに当行本支店に提出してください。

2. スマート通帳口座の定期預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印のうえ、普通預金口座のキャッシュカードおよび「いわぎんアプリ」の画面の提示とともに当行本支店に提出してください。

3. 当行は、前二項の解約に関しお客さまが正当な権限を有することを確認するため、前二項の解約の手続きに加え、当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

第7条 通帳発行口座からスマート通帳口座への切替

1. お客さまは、「いわぎんアプリ」の利用により、通帳発行口座をスマート通帳口座に切り替えることができます。ただし、お客さまが当行ホームページに記載の除外条件に該当する場合は、切り替えのお申込みをお断りすることがあります。
2. 通帳発行口座をスマート通帳口座に切り替える場合、切り替えの手続きが完了した時点でお手持ちの通帳はご利用いただけなくなります。
3. 切り替えの手続きが完了した時点で普通預金および貯蓄預金の通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、「いわぎんアプリ」のスマート通帳機能でご確認ください。

第8条 スマート通帳口座から通帳発行口座への切替

1. スマート通帳口座を通帳発行口座に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに当行本支店に提出してください。
2. スマート通帳口座を通帳発行口座に切り替える場合は、原則当行ホームページに記載の手数料をいただきます。

第9条 残高・入出金明細等の確認にかかる留意事項

1. 当行が提供する各サービスは、お客さまのお使いの端末およびソフトウェアのバージョン等によってはご利用いただけない場合があります。また、システムメンテナンス時にご利用いただけません。詳細は当行ホームページをご確認ください。
2. 端末の不具合などお客さまのご事情により「いわぎんアプリ」の利用ができず、入出金明細等を確認いただけない場合は、通帳発行口座への切替手続きを行ってください。

第10条 特約の変更等

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2024年2月13日現在)